

## 館山市長の資産等報告書等閲覧等請求に関わる手引き

担当課係名：館山市総務部総務課  
行政管理係  
電話：0470(22)3218

- 1 この申請書で請求できるのは  
館山市長の資産等報告書等の閲覧及び写しの交付 です。
- 2 請求できる人  
住所・年齢・資格等を問いません。
- 3 請求の方法  
館山市長の資産等報告書等閲覧・写しの交付請求書を提出する(FAXによる提出は不可)。
- 4 請求の時期  
年間を通して請求できますが、「館山市長の資産等報告書等」を作成すべき期間を4月1日から4月30日までの間としているため、最新のものは6月30日から閲覧及び写しの交付が可能になります。  
また、市長選挙があった場合は、市長の任期開始の日から160日後から閲覧及び写しの交付が可能になります。
- 5 手数料  
閲覧の場合 無料  
写しの交付の場合 1枚につきコピー代10円
- 6 申請窓口  
本館2階 総務課内情報公開総合窓口